

## 松山市放課後児童クラブの実施に関する条例（案）の概要

### ■ 条例名

松山市放課後児童クラブの実施に関する条例

### ■ 条例策定の背景

本市では、小学生が放課後、安全・安心に過ごすことのできる居場所として放課後児童クラブを設置し、地域の関係者らで組織する児童クラブ運営委員会等が運営している。

近年、共働きの増加などで児童クラブへの需要が増加していることにより、利用児童の増加や多様化する利用者ニーズへの対応などで業務量が増大する一方、児童クラブの現場では働く人手が不足しており、児童クラブを継続的に実施していくためには、安定的に人材を確保していくことに加え、現場の負担を一層軽減するための取組が必要になっている。

こうしたことから、現場の負担軽減を図るとともに、公設児童クラブとして利用者サービスの公平性を確保するため、これまで児童クラブが現場で行ってきた入会や保護者負担金の事務を令和9年度の入会に係る事務から市が行うため、公設児童クラブの実施に関する事項を条例で定めるもの

### ■ 条例の主な内容

※ (1)～(4)は、これまでの運用から大きな変更はありません。

#### (1) 対象児童（原則）

本市に住所を有し、市内の小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童

#### (2) 閉所日（原則）

- ・ 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・ 8月12日から8月16日まで及び12月29日から1月3日まで（上記休日を除く。）
- ・ 地方の統一的な行事が行われる日で市長が適当と認める日

#### (3) 開所時間（原則）

- ・ 学校登校日に実施する場合 放課から午後7時まで
- ・ 学校休業日に実施する場合 午前7時30分から午後7時まで

#### (4) 入会の許可等

- ・ 児童クラブに入会しようとする児童の保護者は、市長の許可を受けなければならない。
- ・ 入会は、通年利用及び長期のみ利用（長期休業期間のみ利用する場合）の区分で許可をする。
- ・ 一時的に利用を必要としない場合、休会（月単位での利用休止）をさせることができる。

#### (5) 保護者負担金の金額及び減免等

\*これまで児童クラブごとに異なっていた保護者負担金の料金体系を次のとおり統一し、市が保護者から直接徴収等を行うように運用を見直します。

| 区 分    |                        | 金 額           |
|--------|------------------------|---------------|
| 通年利用   | 通常料金（月～金、放課から18時までの利用） | 月額 4,100円     |
|        | 長期休業期間加算（各期間毎に通常料金に加算） | 〈年間〉 +13,400円 |
|        | 延長利用加算（18時を超えて19時まで利用） | 月額 +1,000円    |
|        | 土曜日利用加算                | 月額 +2,000円    |
| 長期のみ利用 | 7時30分から18時までの利用        | 〈年間〉 22,200円  |
|        | 7時30分から19時までの利用        | 〈年間〉 24,400円  |

※ 傷害保険料や昼食及びおやつ提供に係る費用等は、実施状況等が異なることから、引き続き、上表とは別で、児童クラブが実費相当の額を保護者から直接徴収するものとする。